

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年6月17日	
山口県知事 様	
提出者 住 所 山口県周南市平和通一丁目26番地 氏 名 洋林建設株式会社 取締役社長 駒井 孝信 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0834-31-2555	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	洋林建設株式会社
事業場の所在地	山口県周南市平和通一丁目26番地
計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：101億1千854万円
③ 従業員数	134人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1-1 のとおり。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 1-2 のとおり。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2-1 のとおり。	
	排 出 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	(これまでに実施した取組) ・ 包装材の簡素化 ・ 工場加工製品の使用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2-1 のとおり。	
	排 出 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 包装材の簡素化 ・ 工場加工による端材の発生低減のための工場加工製品使用の促進		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類の分別、保管		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類の分別、保管		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_____	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_____	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	_____	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_____	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	_____	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	————	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	————	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	————	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	————	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2-1 のとおり。	
	全 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面 による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2-1 のとおり。	
	全 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙 2-1 のとおり。	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収ができる業者に委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。		
※事務処理欄			

備考

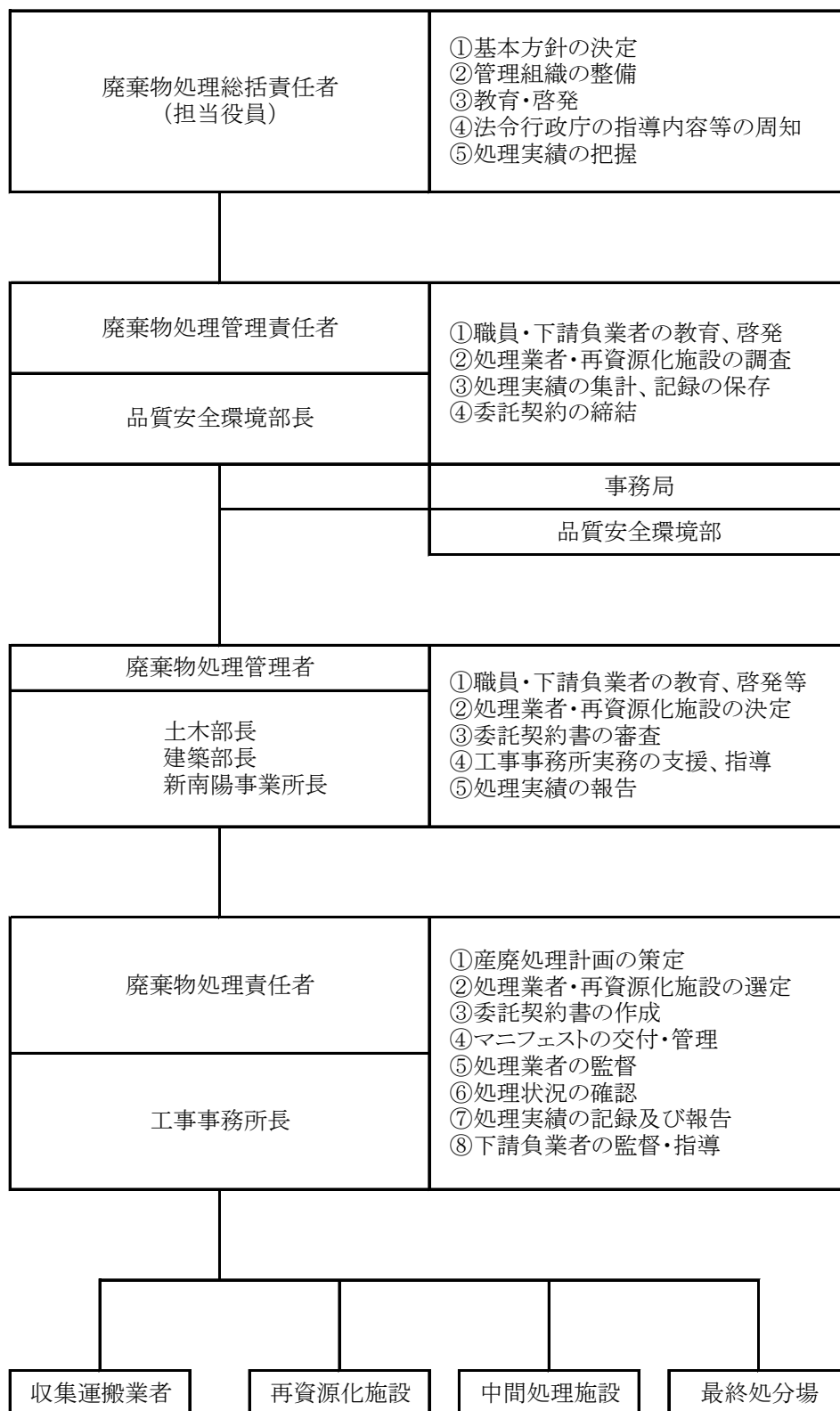
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	処理の工程
汚 泥	・ 中間処理業者に委託して固化又は天日乾燥後、再資源化施設で再資源化 ・ 再生処理業者に委託して、改良土として再資源化 ・ 最終処分業者に委託して埋立処分
廃 油	・ 中間処理業者に委託して再資源化 ・ 中間処理業者に委託して焼却し、熱回収後、残さを埋立処分 ・ 中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分
廃アルカリ	・ 中間処理業者に委託して中和し、その残さは再資源化施設で再資源化
廃プラスチック類	・ 中間処理業者に委託して、RPF燃料として再資源化 ・ 中間処理業者に委託して選別、破碎後、セメント製造会社で熱回収 ・ 中間処理業者に委託して選別、破碎後、埋立処分 ・ 最終処分業者に委託して埋立処分
紙 く ず	・ 中間処理業者に委託して、古紙として再資源化 ・ 中間処理業者に委託して選別、破碎後、セメント製造会社で熱回収 ・ 中間処理業者に委託して、RPF燃料として再資源化
木 く ず	・ 中間処理業者に委託して、チップとして再資源化 ・ 中間処理業者に委託して選別、破碎後、セメント製造会社で熱回収 ・ 中間処理業者に委託して、堆肥化して再資源化 ・ 中間処理業者に委託して、RPF燃料として再資源化
繊維くず	・ 中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分 ・ 中間処理業者に委託して選別、破碎後、セメント製造会社で熱回収 ・ 中間処理業者に委託して、RPF燃料として再資源化
金属くず	・ 中間処理業者に委託して、スクラップとして再資源化 ・ 中間処理業者に委託して選別、切断後、埋立処分 ・ 最終処分業者に委託して埋立処分
ガラスくず、 コンクリートくず、 陶磁器くず	・ 中間処理業者に委託して破碎後、再資源化 ・ 中間処理業者に委託して選別、破碎後、埋立処分 ・ 最終処分業者に委託して埋立処分
廃石膏ボード	・ 広域認定業者に委託して再資源化 ・ 中間処理業者に委託して破碎後、再資源化施設で再資源化
がれき類	・ 中間処理業者に委託して、再生砕石又は再生骨材として再資源化 ・ 中間処理業者に委託して選別、破碎後、再資源化施設で再資源化 ・ 中間処理業者に委託して選別、破碎後、埋立処分 ・ 最終処分業者に委託して埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	洋林建設株式会社	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	総合工事業
-------------	----------	----------	-----	-------	-------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業	燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚泥	860	800	0	0	0	0	0	0	0	0	860	800	122	100	750	700	0	0	0	0
	廃油	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	3	1	0	0	0	0	3	1
	廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃アルカリ	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	1	8	8	0	0	0	0
	廃プラスチック類	241	200	0	0	0	0	0	0	0	0	241	200	179	145	17	15	0	0	37	35
	紙くず	34	30	0	0	0	0	0	0	0	0	34	30	30	16	28	25	0	0	0	5
	木くず	1,716	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	1,716	1,500	1,134	1,000	1,527	1,350	0	0	0	150
	繊維くず	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	2	1
	動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物	動物系固形不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金属くず	212	200	0	0	0	0	0	0	0	0	212	200	212	200	212	200	0	0	0	0
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	280	250	0	0	0	0	0	0	0	0	280	250	258	230	144	130	0	0	0	0
	鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	がれき類	15,830	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	15,830	15,000	724	750	15,654	14,800	0	0	0	0
	動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13号廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)		19,186	17,990	0	0	0	0	0	0	0	0	19,186	17,990	2,665	2,444	18,340	17,228	0	0	42	192